

## 第5回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和1年5月22日(水) 午後13時30分～午後14時18分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (7人)

会 長	9 番委員	内 山	正 勝
委 員	1 番委員	磯 部	伊 弘
	2 番委員	伊 藤	義 則
	3 番委員	石 井	一 美
	5 番委員	小 沼	孝 雄
	6 番委員	星	重 保
	7 番委員	小 針	久 司

農地利用最適化推進委員

北 畠	正
石 塚	武 敏
松 崎	兵 一

欠席委員 (2人)

4 番委員	大 野	義 明
8 番委員	円 谷	要

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 現況確認証明申請適否決定について

議案第2号 令和元年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

森 賢 一

農業委員会書記

久 下 裕 貴

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。開会を小針委員よりよろしくお願い致します。

小針委員 これより令和元年第5回天栄村農業委員会総会を開会致します。

事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。

会長 (内山会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。続きまして、議長選出なのですが天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっているため、内山会長よりよろしくお願い致します。

内山会長 それではしばらくの間議長を務めさせていただきます、ご協力をよろしくお願い致します。出席、欠席の報告についてですが、本日の出席委員は7名であります。届け出欠席は4番 大野義明委員と8番 円谷要委員であります。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名については、5番の小沼委員、6番の星委員の両名にお願い致します。

それではただいまから議事に入ります。

議案第1号「現況確認証明申請適否決定について」の件を議題といたします。No.1について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書2ページ～6ページを朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。2番 伊藤委員よりご説明願います。

伊藤委員 5月20日、内山会長はじめ、磯部委員、森事務局長、私で現況確認しましたが、この土地は畑に戻すことは困難という事が、写真を見ていただくと分かります。みなさまの審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、この件に関しての意見・質疑がある方の挙手をお願いいたします。

(意見・質疑なし)

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:38決定)

議長 続いてNo.2について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書7ページ～41ページを朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。2番 伊藤委員よりご説明願います。

伊藤委員 8ページをご覧ください。14筆全て見ましたが、畑に戻るような状況ではありませんでした。また畑にする目的もありませんのでみなさんの審議

- をお願いいたします。
- 議長 説明が終わりましたので、この件についての意見・質疑がある方の挙手をお願いいたします。
- (意見・質疑なし)
- 異議なしの方は挙手を願います。
- 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
- (13:46決定)
- 議長 続いて、No.3について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (議案書42ページ~49ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。5番 小沼委員よりご説明願います。
- 小沼委員 5月20日の日に内山会長はじめ、事務局長、私で現地確認したところ、竹林になっており、そこへ行く道すら分からない状況になっていました。また、山間のため、日当たりも悪くて作物を作っても育たない状況のためみなさまの審議をお願いいたします。
- 議長 説明が終わりましたので、この件についての意見・質疑がある方の挙手をお願いいたします。
- (意見・質疑なし)
- 異議なしの方は挙手を願います。
- 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
- (13:50決定)
- 議長 続いて議案第2号 令和元年度農用地利用集積計画適否決定について事務局より説明を願います。No.1とNo.2は関連がありますので、一括審議といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (議案書48ページを朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。中郷・児渡地区農地利用最適化推進委員 北嶋委員よりご説明願います。
- 北嶋委員 ■さんと確認しまして間違いございませんので審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長 説明が終わりましたので、この件についての意見・質疑がある方の挙手をお願いいたします。
- (意見・質疑なし)
- 異議なしの方は挙手を願います。
- 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:54決定)

続いて、No.3について事務局より説明願います。

事務局 (議案書48ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区農地利用最適化推進委員 松崎委員よりご説明願います。

松崎委員 ■■■さん、■■■さん兩名確認した所、この内容で間違いのないと  
のことで、審議の程よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、この件に関しての意見・質疑がある方の挙手お  
願いいたします。

(意見・質疑なし)

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:57決定)

続いて、No.4について事務局より説明願います。

事務局 (議案書48ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、大里東部・大里南部地区農地利用最適  
化推進委員 石塚委員よりご説明願います。

石塚委員 ■■■さんにお会いし確認した結果、間違いのないとの事でした。

■■■さんにつきましては、電話番号が無かったため、奥さんの実家の芹沢  
に確認したところ間違いのないとの事ですので、審議の程よろしく願いし  
ます。

事務局長 ■■■さんについては、天栄村外の農業者以外の方のため事務局よりご  
説明いたします。

事務局 ■■■さんにつきましては、これから新たに農業を始める新規就農者と  
して計画を立てているため今回の利用権設定にあたった、ということにな  
りました。また、■■■さんと■■■さんは親戚関係にはないとの事です。  
営農計画書については、普及所の先生を含めて作成中です。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:05決定)

続いて、No.5について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書49ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、本来なら担当委員の円谷議員が説明いたしますが、本日欠席のため私からご説明いたします。

議長 農地中間管理機構の斡旋の特例事業ということで、[ ]さんが機構へ売渡しまして今回、中間管理機構の方から[ ]さんへ売買となり、案件として挙がっております。前は[ ]さんが、中間管理機構の斡旋事業の特例事業として県へ売り渡し、県が[ ]さんへ中間管理機構から売り渡すという形の案件でございます。ですので、今ほど事務局より説明した通りですので、審議の程よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:10決定)

続いて、No.6とNo.7は関連がありますので、

一括審議といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案書49ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。3番の石井委員より説明を願います。

石井委員

No.6とNo.7に関しましては、農地中間管理事業の特例事業という事で、

4月18日に斡旋会議が開催されました。No.6の[ ]さんについては、長年川崎で就職して住んでおりましたが、実家の一人住まいの高齢の母親のため実家に戻り田んぼを引き受けるため、所有権を移転されたという田んぼです。今後についても本人が会社勤めを辞め、高齢だという事でこの先どうなるか分からない、一人だけだという事もあり、今回斡旋事業の中で県の公社へ譲渡するという事で契約が結ばれたものでございます。

No.7に関しましても、これも同じく斡旋されたものであります。ただ、[ ]さんは当日、都合で出席できないとの事で、[ ]さんが親戚関係という事から代理で出席していただいたという事でありまして。

飯坂の住所の田んぼは面積的には大きい田んぼですが、不便な土地であるという事から低い単価設定となっております。

No.6とNo.7両方の案件について[ ]さんに確認しましたが、斡旋会議の時の契約と変わらないとの事でしたので、みなさんの審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:17 決定)

事務局長  
小針委員

では閉会を小針委員よりよろしく願います。

以上を持ちまして、第5回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:18 終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和元年 5月 28日

議長

内山正勝



5番委員

小沼寿雄



6番委員

日生重保

